

様式第 1 号

令和 7 年 6 月 5 日

文部科学大臣 殿

〔設置者の名称〕 学校法人 日本赤十字学園

〔代表者の役職〕 理事長 〔代表者の氏名〕 富田 博樹

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	日本赤十字豊田看護大学
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学)・短期大学・高等専門学校・専門学校
大学等の所在地	愛知県豊田市白山町七曲 12-33
学長又は校長の氏名	学長 百瀬 由美子
設置者の名称	学校法人 日本赤十字学園
設置者の主たる事務所の所在地	東京都港区芝大門 1 丁目 1 - 3
設置者の代表者の氏名	理事長 富田 博樹
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://www.rctoyota.ac.jp/

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☐ 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

☒ 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☒ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

☒ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- ☒ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- ☒ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	総務課 中根春波	0565-36-5111	soumu-ka@rctoyota.ac.jp
第2号の1	学務課 谷川歩	0565-36-5111	gakumu@rctoyota.ac.jp
第2号の2	法人本部総務課 松原直子	03-5472-2836	soumu@jrc.ac.jp
第2号の3	学務課 谷川歩	0565-36-5111	gakumu@rctoyota.ac.jp
第2号の4	総務課 中根春波	0565-36-5111	soumu-ka@rctoyota.ac.jp

○添付書類

- ※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☒）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- ☒ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☒ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- ☒ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☒ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	日本赤十字豊田看護大学
設置者名	学校法人 日本赤十字学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
看護学部	看護学科	夜・通信	124			124	13	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページにて公表。 (https://www.rctoyota.ac.jp/faculty/nursing.html)

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名（該当なし）
（困難である理由）

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	日本赤十字豊田看護大学
設置者名	学校法人 日本赤十字学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

[R7.4.1.pdf](#)

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	日本赤十字社 副社長	R4.7.1 ～R7.6.23	理事長を補佐し、法人の業務を掌理する
非常勤	日本赤十字社 医療事業推進本部 本部長	R4.4.1 ～R7.6.23	理事長を補佐し、法人の業務を総括的に掌理する
非常勤	日本赤十字社 医療事業推進本部 副本部長兼看護部長	R6.4.1 ～R7.6.23	理事長を補佐し、法人の教学関係業務を分担する
非常勤	日本赤十字社代表支部 事務局長会 会長（日本赤十字社東京都支部事務局長）	R4.7.1 ～R7.6.23	全国の日赤支部の関係からの助言、提言等
非常勤	一般財団法人日本赤十字社看護師同方会 理事	R5.4.1 ～R7.6.23	看護師の育成に関する助言、提言等
非常勤	公立大学法人三重県立看護大学 理事長・学長	H30.4.1 ～R7.6.23	有識者（大学・教育関連）の助言、提言等
非常勤	東京国立博物館長	R4.4.1 ～R7.6.23	有識者（大学・教育関連）の助言、提言等
非常勤	尚美学園大学 名誉教授	H30.4.1 ～R7.6.23	有識者（大学・教育関連）の助言、提言等
（備考）当学園寄附行為の規定等に基づき、理事の任期は令和7年度定時評議員会終結の時（R7.6.23）までとなる。			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	日本赤十字豊田看護大学
設置者名	学校法人 日本赤十字学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
1) シラバスの構成 基本情報(科目名、科目ナンバー、開講時期、単位数、科目担当者、単位数、対応するディプロマポリシー) I 授業目的及び到達目標 II 授業内容及び計画 III 授業方法 IV 時間外学習 V 教科書 VI 参考図書 VII 評価方法 VIII フィードバック IX その他(実務経験がある教員であることの明記) 2) シラバスの作成過程 ①シラバス作成要領に従い、担当教員による担当科目のシラバス作成 ②シラバス第三者チェックの実施 ③シラバス第三者チェックの結果に伴う修正 ④チェック者による修正後シラバスの確認 ⑤シラバスの公表 3) シラバスの作成・公表時期 12～2月：作成 3月末：公表	
授業計画書の公表方法	ホームページにて公表。 (https://www.rctoyota.ac.jp/faculty/nursing.html)
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

各科目の成績は、履修規程に基づき、シラバスに示す評価方法により、試験（筆記、レポート、その他）、授業参加状況、受講態度などから総合評価を行い、100 点満点で得点をつけ、S、A、B、C、D の 5 段階で評価する。

各科目の成績は、教務委員会および教授会で審議を行い、単位認定を行っている。

【日本赤十字豊田看護大学 履修規程（一部抜粋）】

(試験)

第 6 条 定期試験は、原則として授業科目の修了に応じて、学期末に実施する。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは、定められた試験期間以外に実施することができる。

2 試験の方法は、それぞれの科目に応じて筆記、口述、レポート、論文、実技等によって行う。

3 原則として、試験場においては、試験開始後 30 分以上経過したときの入場、試験問題が配布された後に退場したときの再入場及び試験開始後 30 分以内の退場は認めないものとする。

(受験資格)

第 7 条 受験資格を得るためには、当該授業科目の実際に授業を行った時間数の 3 分の 2 以上、看護学実習科目にあつては 5 分の 4 以上の出席を必要とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する学生は全科目の受験資格を失うものとする。なお、その科目の担当教員が、やむを得ない事由があると認めたときには、教務委員会及び教授会の議を経て、学長がその科目の受験資格を認めることがある。

(1) 授業料を滞納している学生

(2) 休学又は停学中の学生

2 前項に規定する出席時間数には、忌引き、公の証明書がある事故等、その他正当な事由による欠席は、その時間数を出席とみなすものとする。

(略)

(成績の評価)

第 12 条 科目の成績は、100 点を満点とし、次の基準により、その科目の担当教員が成績の評価及び合格または不合格の判定をするものとする。ただし、再試験の場合は、60 点を最高点とする。

評価	成績	判定
S	90 点～100 点	合格
A	80 点～89 点	
B	70 点～79 点	
C	60 点～69 点	
D	59 点以下	不合格

2 科目の担当教員が複数の場合は、各教員の総合点を成績とする。

3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

1) 目的

学修到達度を客観的に評価し適切な修学指導に用いるとともに、学生の学習意欲を高めることを目的に、GPA 制度を導入している。

2) 評価と GP

各科目の成績評価に対する GP は以下のとおり。

評価	成績	GP
S	90 ～ 100 点	4 点
A	80 ～ 89 点	3 点
B	70 ～ 79 点	2 点
C	60 ～ 69 点	1 点
D	59 点以下	0 点
N	—	対象外*

*他大学等で修得し、本学の単位として認定された科目の単位 (N) については GP の対象外とする。

3) 算出方法

GPA は次の計算方法により算出する。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{履修登録した科目の GP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の総単位数}}$$

- ・履修登録科目の総単位数に、不合格科目 (成績評価が「D」) の単位数を含む。
- ・不合格科目を再履修した場合、再履修前の GP については、累計 GPA には算入しない。
- ・分母の総履修単位数には、他大学等で修得した科目は含めません。
- ・GPA には当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての「学期 GPA」と、在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としての「累計 GPA」がある。

4) 退学の勧告について

履修規程第 17 条により、1 年次後期以降の通算 GPA が 1.0 を下回った場合、学習指導を行う。なお、学習指導にもかかわらず改善がみられない学生については、教授会の議を経て退学の勧告をすることがある。

5) 卒業判定への利用について

卒業判定においては、原則として累計 GPA が 2.0 以上であることが必要。

6) 保健師教育課程専攻選抜への利用について

保健師教育課程専攻選抜の出願には、1 年後期までの累計 GPA が 2.5 以上であることが必要。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

学生便覧への掲載及びホームページにて公表。
(<https://www.rctoyota.ac.jp/information/public-info.html>)

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ディプロマポリシーを以下のとおり定めている。 1. 赤十字の基本原則を理解し、人間としての尊厳と権利を尊重・擁護する専門的立場から行動することができる。 2. コミュニケーション技術や生きる力への思いやりの態度を身につけ、人の生命や生きる営みを支えることができる。 3. 一人の人間を身体的・精神的・社会的な側面から統合的に理解することができる。 4. 事実を把握したうえで、専門的知識、先行研究、経験等を活用し、状況について多角的に分析・評価を行い、問題を創造的に解決することができる。 5. 健康問題に対する人間の反応を把握し、個別ケアを的確かつ安全に実施することができる。 6. 地域社会における保健・医療・福祉の分野で看護が担うべき役割を認識し、他の専門職と共同してケアを実践することができる。 7. 自己啓発力・自己学習力をもって、生涯にわたって学び続けることができる。 8. 国際社会における健康ニーズを把握するために異文化の理解に努め、グローバルな視野に立って、専門職としての看護の役割を認識することが出来る。 9. 災害時の救護、災害関連死の予防、防災教育などを実践するための基礎的能力を養い、被災者の生活に関する健康ニーズを理解することができる。
卒業の認定に関する 方針の公表方法	学生便覧、大学案内、ホームページに掲載している。 https://www.rctoyota.ac.jp/faculty/policy.html

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	日本赤十字豊田看護大学
設置者名	学校法人 日本赤十字学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページ (https://www.jrc.ac.jp/public-info/)
収支計算書又は損益計算書	ホームページ (https://www.jrc.ac.jp/public-info/)
財産目録	ホームページ (https://www.jrc.ac.jp/public-info/)
事業報告書	ホームページ (https://www.jrc.ac.jp/public-info/)
監事による監査報告(書)	ホームページ (https://www.jrc.ac.jp/public-info/)

2. 事業計画(任意記載事項)

○単年度計画(名称: 事業計画収支予算 対象年度: 令和7年度) 公表方法: ホームページ(1ba022a9a0fd7af3cb2fdb13cd0ab595.pdf)
○中長期計画(名称: 学校法人日本赤十字学園第四次中期計画 対象年度: 2024年度(令和6年度)~2028年度(令和10年度)) 公表方法: ホームページ(86245d779f42d0f5bb13bc64010b603a.pdf)
○2040年に向けたグランドデザイン(名称: 学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン) 公表方法: ホームページ(R6.5.13.pdf)

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 年報を作成し関係施設に配布している。 総務課にお問い合わせいただければお渡し可能。
--

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: 大学ホームページに掲載している。 (https://www.rctoyota.ac.jp/information/evaluation.html)

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 看護学部
教育研究上の目的（公表方法：学生便覧、大学案内、ホームページに掲載） (https://www.rctoyota.ac.jp/outline/spirit.html)
(概要) 本学は、大学の目的である「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」（学校教育法第 83 条）と、建学の精神である人道を基盤とした赤十字の思想を備えた人材を涵養する。 それは、赤十字の理念に基づく全人的、科学的な看護を実践するための主体的な行動力、感性を兼ね備えた人間性と社会性豊かな個人を育み、さらには国内外の保健・医療・福祉・救護の場で個人を尊重した看護活動ができる基礎力を有し、看護の教育・研究の発展に資することができる看護専門職の育成をすることである。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：学生便覧、大学案内、ホームページに掲載） (https://www.rctoyota.ac.jp/faculty/policy.html)
(概要) 1. 赤十字の基本原則を理解し、人間としての尊厳と権利を尊重・擁護する専門的立場から行動することができる。 2. コミュニケーション技術や生きる力への思いやりの態度を身につけ、人の生命や生きる営みを支えることができる。 3. 一人の人間を身体的・精神的・社会的な側面から統合的に理解することができる。 4. 事実を把握したうえで、専門的知識、先行研究、経験等を活用し、状況について多角的に分析・評価を行い、問題を創造的に解決することができる。 5. 健康問題に対する人間の反応を把握し、個別ケアを的確かつ安全に実施することができる。 6. 地域社会における保健・医療・福祉の分野で看護が担うべき役割を認識し、他の専門職と共同して看護ケアを実践することができる。 7. 自己啓発力・自己学習力をもって、生涯にわたって学び続けることができる。 8. 国際社会における健康ニーズを把握するために異文化の理解に努め、グローバルな視野に立って、専門職としての看護の役割を認識することが出来る。 9. 災害時の救護、災害関連死の予防、防災教育などを実践するための基礎的能力を養い、被災者の生活に関する健康ニーズを理解することができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：学生便覧、大学案内、ホームページに掲載） (https://www.rctoyota.ac.jp/faculty/policy.html)
(概要) 1. 本学では、教育理念と教育目的に基づくディプロマポリシーを達成するために、カリキュラムは、次のように編成しています。すなわち、「教養科目」、「専門基礎科目」では、本学の建学の精神である「赤十字」の基本原則と活動について学ぶとともに、「人間」と「環境」との相互作用において生じる「健康」の様々な段階について学びます。さらに、「専門科目」では、基盤育成看護学、ケア創生看護学、地域共生看護学、看護学の技と知の統合の分野から「看護」について学ぶことができるよ

う各科目を位置づけています。 2. 本学の建学の精神である赤十字に関する科目は教養科目として位置づけ、赤十字の理念と活動を理解したうえで、主体的に探求する「赤十字総合セミナー」と、赤十字の理念を行動に移す「ボランティア活動論」を設置しています。 3. コミュニケーション技術や生きる力への思いやりの態度を身につけ、人の生命や生きる営みを支える能力を育成することを目指したコミュニケーションツールである語学科目として英語と本学の地域性を活かしたスペイン語、ポルトガル語を設置し、特に英語は、「国際救援と英語」等、4年間、継続して学習できる機会を設け、各学年に配置しています。 4. 看護の対象者と円滑なコミュニケーションを図るために、「コミュニケーション論」で基本を学び、そのうえで専門的なコミュニケーション技術を身につけることを目指して精神看護学領域の各科目を設置しています。 5. 看護においては、一人の人間を統合的に理解することが重要です。そこで、人間のライフサイクルから変化を捉える「人間発達論」と「家族論」、遺伝やスポーツ、生活を営む社会や環境を知り、健康への影響を理解する「遺伝と健康」、「環境問題と健康」等、人間の身体的側面について理解する科目として、「形態機能学」、「病理学」、「感染制御論」等、精神的側面について理解する科目として「臨床心理学」を設置しています。さらに、各看護学専門領域に病態・治療論を配置し、病態・治療と看護のつながりを強化していることも特徴です。 6. 看護のアセスメントの基盤となる検査・治療について理解する「臨床検査概論」、「薬理学」、「人間工学」、「リハビリテーション論」、さらに地域における看護を展開するために必要不可欠な「疫学」、「公衆衛生学」等も設置しています。 7. 看護の専門性を追求するために基盤となる科目としては、「看護学概論」等と各看護学領域の援助論を設置し、「基礎看護学技術」をはじめとする各看護学領域における技術演習、実習、「技術特別演習」、「統合実習」で、看護の技と知の統合を目指します。また、保健・医療・福祉の場で看護の専門性を追求するための科目として、「看護管理学」等を設置し、地域社会における看護の役割を学ぶ科目にも力を入れ、「在宅看護学概論」、「公衆衛生看護学概論」等を設置しています。 8. 赤十字の看護大学卒業生としての自負を持ち、看護師としてのキャリアイメージを強化するための「看護プロフェッショナルセミナー」やプロフェッショナルリズムの育成を目指した「看護キャリア開発論」、さらに生涯にわたって学び続けるための基礎力となる研究力を身につける科目として「卒業研究」も設置しています。 9. 本学の教育課程の特長である国内外の救護の場における看護の役割を認識することと災害関連死の予防、防災教育を実践するための科目として、「災害看護学概論」、「国際救援看護論」等を設置しています。	入学者の受入れに関する方針（公表方法： 学生便覧、大学案内、ホームページに掲載） (https://www.rctoyota.ac.jp/faculty/policy.html)
(概要) 1. 本学の建学の精神に共感できる人 2. 日本語力、英語力、科学的思考力を備えている人 3. 人間や社会に対して広く関心がある人 4. 社会常識を備え責任を持って行動できる人 5. 看護を学ぶ意志を持つ人	

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：ホームページに掲載

(<https://www.rctoyota.ac.jp/information/public-info.html>)

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
看護学部看護学科	1 人	－					1 人
	－	11 人	14 人	12 人	11 人	3 人	51 人
	－	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0 人		62 人					62 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：公表方法：ホームページに掲載 (https://www.rctoyota.ac.jp/faculty/teacher.html)					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
FD・SD 委員会において FD の年間スケジュールを作成し、研修を実施している。							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
看護学部	120 人	133 人	110.8%	480 人	533 人	111.0%	0 人	0 人
合計	120 人	133 人	110.8%	480 人	533 人	111.0%	0 人	0 人
(備考)								

b. 卒業生数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業生数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
看護学部	138 人 (100%)	2 人 (1.4%)	135 人 (97.8%)	1 人 (0.7%)
合計	138 人 (100%)	2 人 (1.4%)	135 人 (97.8%)	1 人 (0.7%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
就職：日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院、刈谷豊田総合病院、豊田厚生病院等				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
4年間の授業計画、授業科目をシラバスに記載し、在学生に向けて公表している。 シラバスには授業方法（講義・演習・実習）、授業内容及び計画（各回の具体的な授業内容及び担当者）、授業時間外の学習方法について具体的に記載をしている。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)				
学修の成果に係る評価については、試験（筆記、レポート、その他）、課題提出状況、授業への参加・貢献度など具体的な評価方法と割合をシラバスに記載している。卒業にあたっては、本学に4年以上在学し、卒業に必要な単位（教養科目22単位、専門基礎科目21単位、専門科目83単位あわせて126単位以上）を修得し、卒業の認定を受けることが要件となる。				
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
看護学部	看護学科	126 単位	有	50 単位
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：本学ホームページにて公表 大学案内パンフレット： https://www.rctoyota.ac.jp/admission/request.html 施設案内： https://www.rctoyota.ac.jp/campuslife/guide.html

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
看護学部	看護学科	1,200,000 円	400,000 円	500,000 円	維持運営費：300,000 円 保健師教育履修料 （保健師コースのみ）：100,000 円 休学者在籍料：100,000 円 （前期 50,000 円・後期 50,000 円）

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要） 教員と学生とのふれあいを通して学生生活を有意義に過ごすことができるように、また学生の人格形成を援助していくことを目的としてチューター制度を設けている。チューターである教員は、各学生が勉学活動に意欲的に取り組み、自己の適性や将来の目標を考慮しながら自己決定できるよう支援していく。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
（概要） キャリア支援室を設けており、就職情報や進学情報、卒業生メッセージ等を設置している。また、進路選択に関する相談は、キャリア支援室職員およびチューター教員が受けており、学生が適切な進路選択ができるよう支援体制を整えている。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
（概要） 授業開講期間は保健室をいつでも利用できるようにしている。また、チューター教員が学生の健康相談に応じる体制をとっている。 学生相談室（心理カウンセラー）の設置、母性相談（母性看護学教員）、ハラスメント相談等に対応できるよう様々の支援体制を整えている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：ホームページで公開している。 (https://www.rctoyota.ac.jp/information/public-info.html)
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F123310106880
学校名 (〇〇大学 等)	日本赤十字豊田看護大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 日本赤十字学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		44人（ 0 ）人	43人（ 0 ）人	45人（ 0 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	23人	20人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	12人	12人	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	－	－	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				－
合計（年間）				46人（ 0 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	-	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	-	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。